

不用品などの買い取り、  
それ押し買いいかも?!

今回は、不用品回収のはずが貴金属を不当に安く  
買い取られてしまった! という事例です。

相談事例

「衣類などの不用品を回収している」と買い取り業者から電話があり、訪問を依頼した。

不要な服や鞆を見せると10円～数百円で買い取ると言われ、売ることに。さらに「貴金属はないか?」と聞かれ、20万円で買った指輪などのアクセサリーを見せたら「500円で買い取る」と言われた。あまりに安い値段だったので返事を迷っていると、業者が千円札を置いてアクセサリーを持って行ってしまった。

売る気がなかったアクセサリーを取り戻したい。



訪問購入の制度やルールは、  
法律で決められています

訪問購入では、申し込みまたは契約の際に、業者から消費者に対して取引内容(物品の種類、購入価格、購入業者の名称・住所などを記載した書面を交付する必要があります。もし書面が交付されない場合は交付を求め、内容をしっかり確認しましょう。

なお、訪問購入では「衣類を買い取る」と言ってお訪したにもかかわらず、「貴金属はないか」などと別の物品の売却を求めることは禁止されています。

また、クーリングオフ制度によって、消費者は一定期間内であれば買い取り契約を解約できます。

不要な買い取りの勧誘はきっぱり断り、売る気のない物品は見せないようにしましょう。クーリングオフが認められる期間は、業者への物品の引き渡しを拒めますが、その場で業者に物品を渡してしまうと、クーリングオフをしても物品が返還されない可能性があります。

訪問購入のトラブルを防ぐポイントはきっぱり断ること

こんな  
事例も!!



自宅に中古車買い取り業者を名乗る男性が来て、古い自動車を数万円で買い取りたいと言ってきた。  
売る気はなかったが、居座られて怖くなり、仕方なく承諾したらその場で現金を渡され、車を持って行かれた。

自動車などクーリングオフの  
対象外となるものも

訪問購入では、クーリングオフの対象外となる物品があります。二輪車以外の自動車、家具、大型家電、書籍、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券などです。

左の事例のように、自宅の敷地に勝手に入ってきた業者が退去しない場合は、警察に連絡し、意に沿わない契約をしないようにしましょう。

石狩市消費生活センター ☎75・2282 市役所1階 平日10時～16時

土・日・祝日は 消費者ホットライン188(局番なし) にご相談を!

令和8年度採用

# 石狩市職員採用資格試験

試験区分		採用予定	受験資格
資格職	①手話通訳士	若干名	R8/4/1時点で60歳以下の、現に手話通訳士の資格を有する方
	②心理士	若干名	R8/4/1時点で60歳以下の、現に公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する方で、児童福祉施設や医療機関などにおいて、当該職種に関する職務経験を2年以上有する方
初級職	③事務	若干名	高等学校、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業またはR8/3月までに卒業見込みで、H12/4/2以降に生まれた方 ④は土木の専門課程を履修した方
	④土木	若干名	
	⑤障がいのある方	若干名	高等学校以上を卒業またはR8/3月までに卒業見込みのS60/4/2以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳(1級～6級)の交付を受けている方 ●療育手帳の交付を受けている方 ●児童相談所などで知的障がいがあると判定を受けた方 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
社会人経験者	⑥一般行政	若干名	高等学校以上を卒業したS50/4/2～H12/4/1生まれの方で、H30/8/1～R7/7/31に民間企業などにおける職務経験を3年以上有する方 ⑦⑧は土木・建築関連の職務経験を2年以上有する方。なお、本年度の前期に実施した同区分の試験と重複受験はできません
	⑦一般土木	若干名	
	⑧一般建築	若干名	

**申込方法** 4(月)～25(月)に市HPからWeb申し込み

**1次試験** エントリーシート審査 ※詳細は市HPでご確認ください



▲資格職



▲初級職



▲社会人経験者

## 新しい風を、石狩に。